

創業支援室 (秋田県庁第二庁舎3階) を ご活用ください!

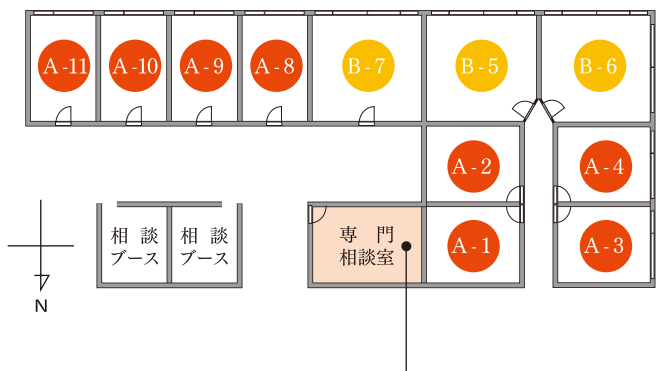


創業支援室
A type



創業支援室
B type

創業支援室間取り



支援室を利用した 先輩へインタビュー

アイバース合同会社
代表社員 相馬 大志さん



当社は、ICT関連のコンサルティングの仕事をしています。創業時の資金がかかる時期に創業支援室を利用できた事は、家賃や光熱費など経費削減ができ、とてもたすかりました。また支援室同士の仲間意識が生まれ、周囲の頑張りが自身の励みにもなり、仕事のつながりもできました。支援室を出てからも、活性化センターの方からはいろんなアドバイスをいただいております。

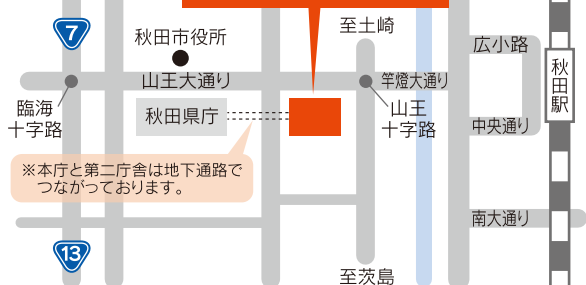
あきた知的財産事務所
代表弁理士
齋藤 昭彦さん・博子さん



私たちは夫婦で「身近な弁理士」として、知的財産を扱う仕事をしています。創業時は、東京からの移住だったので、ホームページを見て活性化センターへ問い合わせをし、県の運営で信頼できる事や便利な立地条件、設備が整っている事などから、すぐに入居を決めました。

仕事柄、行政とのやりとりが多いので、関係機関がすぐ近くにあるということは、業務の時短につながり、スムーズに仕事を行うことができました。

秋田県庁第二庁舎3階 創業支援室



※本庁と第二庁舎は地下通路でつながっております。

創業支援室とは？

秋田県が本県産業における新たな事業への取組を支援するために、秋田県庁第二庁舎3階に設置したものです。

○Aタイプ (25㎡以下 / 月額使用料21,600円) 8部屋

○Bタイプ (48㎡以上 / 月額使用料51,400円) 3部屋

計11部屋の創業支援室

入居期間：1年間

ただし、継続審査により最大3年まで入居可能です。
入居手続き等は、あきた企業活性化センターがご案内します。

入居対象者とは？

※次のいずれに該当する個人または法人



起業したい



県内で事業を開始して
5年未満の個人または法人の方



企業連携等により
新業種・新業態へ進出したい

便利な立地条件

24時間通年利用可能

保証料・敷金不要 電話設置・電気料金等は自己負担

**あきた企業活性化センターが
伴走支援します!!**

あきた企業活性化センターは、創業・起業したい方はもちろん、中小企業の皆様が抱える様々な課題解決をサポートしています。第二庁舎2階に事務所があり、創業支援室に入居している皆様には伴走して支援します。

あきた企業活性化センター支援メニュー

創業・起業

販路・取引拡大

人材育成

相談・経営指導

新商品・技術開発

情報提供

設備導入

知財活用

働きやすい環境だから仕事も楽しくなる

入居を希望される方は、お気軽にあきた企業活性化センターまでお問合せください。



公益財団法人あきた企業活性化センター 総合企画部総合相談課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎2階
TEL.018-860-5610 FAX.018-863-2390

あきた企業活性化センター

検索

